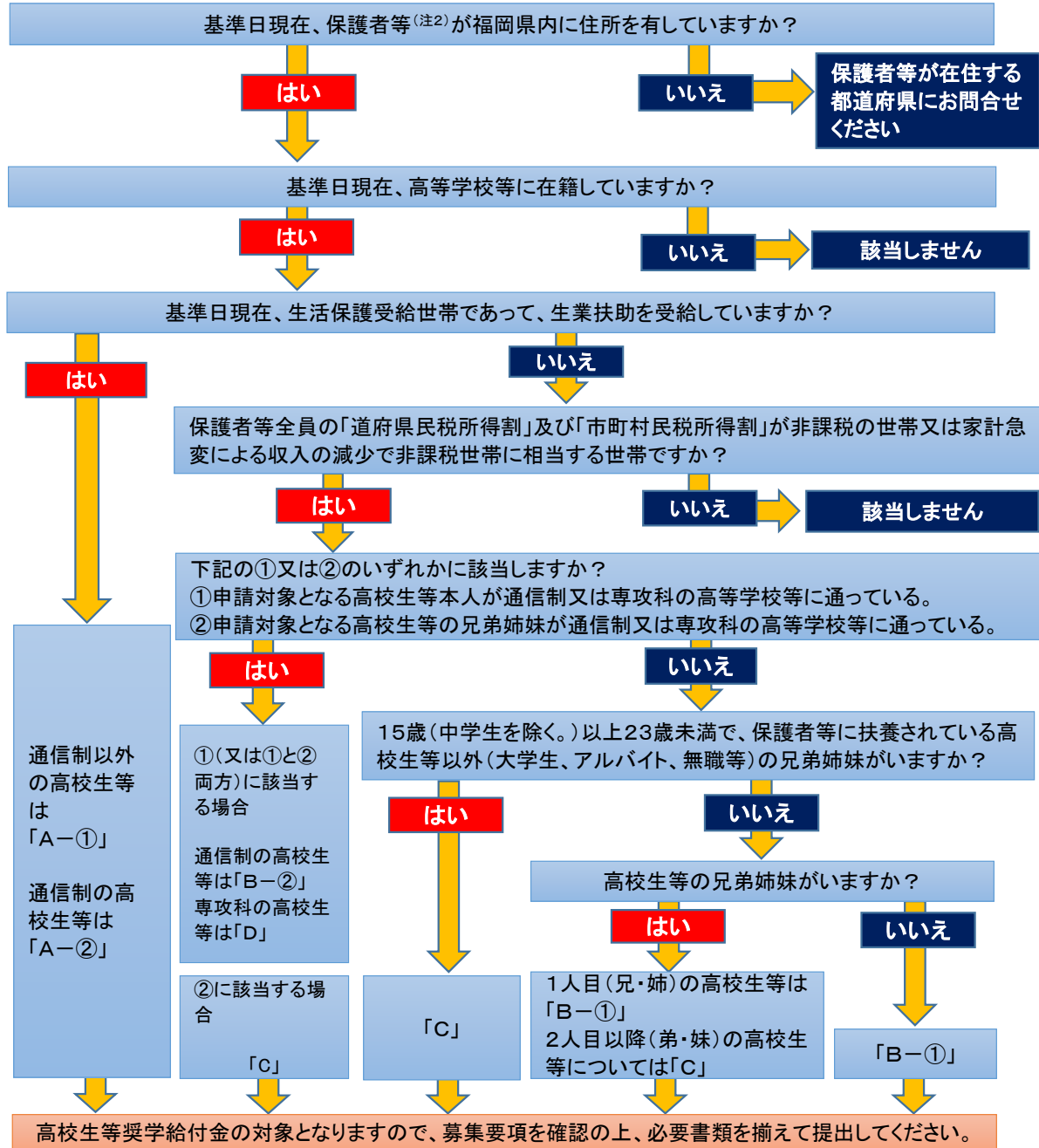


高校生等奨学給付金 支給確認表

※基準日^(注3)時点の生徒の状況で御判断ください。



A. 生活保護受給世帯(生活保護受給世帯であって生業扶助を受給している世帯)

A-①	通信制以外の私立高等学校等に通う高校生等	52,600円
A-②	通信制の私立高等学校等に通う高校生等	52,600円

B. 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯

B-①	通信制以外の私立高等学校等に通う高校生等	142,600円
B-②	通信制の私立高等学校等に通う高校生等	52,100円

C. 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯

C	兄弟姉妹で2人目以降の高校生等(通信制又は専攻科除く)又は高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の高校生等(通信制又は専攻科除く)	152,000円
---	---	----------

D. 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯(高等学校専攻科に生徒が在学)

D	高等学校専攻科の生徒	52,100円
---	------------	---------

(注1)「高校生等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校(1~3学年)、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定める学校の生徒又は学生をいいます。

(注2)「保護者等」とは親権者(親権者がいない場合は、未成年後見人や主たる生計を維持する者等)となります。

(注3)【基準日について】

- ・通常申請の基準日は7月1日、新入生早期分の基準日は4月1日です。
- ・家計急変で申請する場合、家計急変日の属する月の翌月の1日(急変日が1日の場合はその日)となります。
- ・秋入学又は休学から復学した場合は、7月1日時点ではなく入学時点又は復学日を基準日とします。

(注4)【支給金額について】

- ・新入生早期分に関しては支給額の4分の1の金額となります。
- ・家計急変については基準日によって金額が異なります。